

京都市訓令甲第21号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

京都市長 榊本頼兼

本則第1号中「99,000円」を「108,000円」に改め、本則第2号中「66,000円」を「72,000円」に改め、本則第3号中「44,000円」を「48,000円」に改め、本則第4号中「22,000円」を「24,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(教育委員会総務部調査課)